

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和3年11月1日以降）

令和3年10月27日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び新型コロナウイルス感染症分科会の方針等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

（1）基本的な考え方

- イベントの開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- 1,000人を超えるイベントの主催時には都道府県に事前相談する。
- 入退場や共用部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き50%以内とする。
- すべてのイベントについて、適切な感染防止策が整わない場合は、原則中止または延期を含め慎重な対応をする。

<催物開催の目安（令和3年11月1日以降）>

イベントの類型		収容率（※1）	人数上限（※1）
A	大声での歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典・展示会等 ・飲食を伴うが発声のないもの（映画館等）（※3）	100%以内 （収容定員がない場合は、密が発生しない程度の間隔）	5,000人又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方
B	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公演（親子公演・キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%以内（※2） （収容定員がない場合は、十分な間隔（1m））	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい（すなわち収容率は50%を超える場合がある）。

※3 必要な感染防止策がなされ、イベント中の発声がない場合に限る。

<地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等>

○全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討（催物を開催する場合には、十分な人と人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に検討）

○地域で行われる行事等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、イベント開催にあたり適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリの活用や参加者の連絡先の把握を徹底する

（２）感染防止対策事項

●徹底した感染防止等（収容率５０％を超える催物を開催するための前提）		
①	マスクを常時着用する	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ※持参していない者がいた場合は、主催者側で配布・販売を行い、マスク１００％を担保
②	大声を出さない	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること ※隣席の者との日常会話程度は可能（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、ステージから観客まで一定の距離を確保（最低２ｍ）
●基本的な感染防止等		
③	①・②の奨励	・①・②は、イベント・行事の性質に応じて可能な限り実行する （ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗いを奨励する
⑤	消毒	・施設内をこまめに消毒、消毒液の設置、手指消毒を行う
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備を設置する ・こまめな換気を実施する
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避を図る
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保をとる。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限り）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保する ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔をとる
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行った場所以外での飲食を制限すること ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること ・過度な飲酒を自粛すること ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が５０％を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛すること （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等一定の要件を満たす場合に限り食事可）
⑩	参加者の制限	・入場時に検温を行うこと ・入場を断った際の払い戻し等の措置を図ること

	参加者の制限 (つづき)	(ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要)
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に名簿等で連絡先を把握すること ・接触確認アプリ (COCOA) やみやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の通知サービスを奨励すること ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じると共に、接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の 行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うこと ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守 の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
●イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内 の行動管理	・広域的なことで入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討すること ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。
⑯	地域の感染状況に 応じた対応	・大規模イベントは事前に収容率制限等も含めて宮城県と相談すること ・地域の感染状況の変化があった場合には柔軟に対応すること

(3) 各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

①基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用 (ウイルスを移さない)

○人と人の距離を確保 (1mを目安に)

○感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1: 飲酒を伴う懇親会等 場面2: 大人数や長時間に及ぶ飲食 場面3: マスク無しでの会話
場面4: 狭い空間での共同生活 場面5: 居場所の切り替わり

②換気の実施

寒冷時期は暖房器具を使用し室温18℃以上、加湿器を併用し室内の湿度40～60%を維持

【窓がある場合】

- 空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする
- 回数は、毎時2回以上確保する
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、窓とドアの間に空気の流れをつくる
- 扇風機や換気扇を併用したり工夫すると、換気の効果はさらに上がる

【機械換気がある場合】

- 換気量をさらに増やすことは予防に有効であることから、冷暖房効率は悪くなるが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入量を増やす
- 通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけなので、別途換気を確保

【乗り物の場合】

- エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること（2の（2）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざるを得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年4月22日）で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）で示された「新しい生活様式の実践例」
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」（10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）
- ④ **緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について**
（令和3年9月28日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）